

■事業復活支援金

コロナの影響を受けた中小法人や個人事業主における、事業の継続・回復を支援するもの。

給付対象：下記①と②を満たす中小法人・個人事業主

①新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者

②2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が、2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月の売上高と

比較して50%以上、または30%以上50%未満減少した事業者

給付額：中小法人等…上限最大250万円、個人事業主等…上限最大50万円

申請期間：2022年1月31日～5月31日

▼事業復活支援金

https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo_fukkatsu/pdf/summary.pdf

■雇用調整助成金（新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例）

新型コロナウイルスの影響を受けている事業主が従業員に支払う休業手当等の一部を助成する制度。2022年1月以降は原則的な措置において、

1人1日あたりの上限額が13,500円から、11,000円へ引き下げられている。ただし、緊急事態宣言の実施区域、またはまん延防止等重点措置の

対象地域において、各自治体の要請に協力する企業には引き続き「地域特例」が適用される。その場合の上限額は15,000円。

【原則的な措置】

1人1日当たりの支給上限額：最大11,000円

助成率：最大9/10

申請期限：支給対象期間の末日の翌日から2か月以内

【業況特例・地域特例】

1人1日当たりの支給上限額：最大15,000円

助成率：最大10/10

申請期限：支給対象期間の末日の翌日から2か月以内

▼雇用調整助成金

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

■事業再構築補助金

コロナ禍で売上が減少する中小企業等の思い切った事業再構築を支援する制度。新分野転

換や業態転換、事業・業種転換、事業再編などに

取り組む事業者が対象。「通常枠」「大規模貸金引上枠」「回復・再生応援枠」「最低貸金枠」「グリーン成長枠」があり、それぞれ補助額や補助率等が異なる。第5回公募期間は、令和4年1月20日から3月24日まで。申請の受付開始は2月中旬の予定とされている。

補助率額：最大1.5億円（グリーン成長枠・中堅）

補助率：最大3/4（最低貸金枠等・中小）

また、令和3年度補正予算により、第5回公募から以下の見直しが図られる。

①新事業売上高10%要件の緩和

・事業再構築で新たに取り組む事業の売上高が、総売上高の10%以上となる事業計画を策定することを求めている要件について、付加価値額の15%以上でも認める。

・また、売上高が10億円以上の事業者であって、事業再構築を行う事業部門の売上高が3億円以上である場合には、当該事業部門の売上高の10%以上でも要件を満たすこととする。

②補助対象経費の見直し（貸工場・貸店舗等の賃借料）

補助事業実施期間内に工場・店舗等の改修等を完了して貸工場・貸店舗等から退去することを条件に、貸工場・貸店舗等の賃借料についても補助対象経費として認める。

③農事組合法人の対象法人への追加

事業再構築への一定のニーズがあることを踏まえ、農事組合法人を対象法人に追加する。

▼事業再構築補助金

<https://jigyousaikouchiku.go.jp/>

■小規模事業者持続化補助金（低感染リスク型ビジネス枠）

コロナ禍の対人接触機会減少のため、新たなサービスの導入やビジネスを始める小規模事業者を支援する制度。第5回受付締切回、および第6回受付締切回より、貸金引上げを意欲的に実施する小規模事業者を優先的に採択する「貸金引上げプラン」が創設された。

補助上限額：100万円

補助率：3/4

申請受付締切：第6回＝2022年3月9日17時

▼小規模事業者持続化補助金（低感染リスク型ビジネス枠）

<https://www.jizokuka-post-corona.jp/>

■小規模事業者持続化補助金（一般型）

小規模事業者が経営計画を作成し、その計画に沿って行う販路開拓の取組等を支援する制

度。第 7 回受付締切分から新たに「賃金引上げ枠」が追加された。賃金引上げを意欲的に実施する小規模事業者に対し、優先的な採択が行われる。

補助上限額：原則として 50 万円

補助率：2/3 分

申請受付締切：第 7 回＝2022 年 2 月 4 日 17 時 ※第 8 回も予定されている

▼小規模事業者持続化補助金（一般型）

<https://r1.jizokukahojokin.info/>

◆大阪府雇用促進支援金

新規に人材を採用した事業者に対し、支援金を支給する制度。指定の求人特集に求人を掲載し、令和 3 年 12 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日の期間に、支援金の対象となる人材を採用した事業者が対象。

支給額：正規雇用労働者＝1 人につき 25 万円、非正規雇用労働者＝1 人につき 12.5 万円

申請書類の提出期限：令和 4 年 8 月 31 日（採用後 1 ヶ月以内に WEB 登録が必要）

▼大阪府雇用促進支援金について

<https://www.pref.osaka.lg.jp/koyotaisaku/koyoushienkin/index.html>